

特例施設占有者の指定等に関する規則の運用に関する訓令

平成19年12月7日

警察本部訓令第43号

警察本部長

特例施設占有者の指定等に関する規則の運用に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 指定申請の取扱い（第2条 - 第7条）

第3章 公示事項等の変更の届出の取扱い（第8条 - 第10条）

第4章 指定取消しの取扱い（第11条 - 第14条）

第5章 報告及び資料提出の要求等（第15条・第16条）

第6章 指示（第17条 - 第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号。以下「令」という。）、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）及び特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年埼玉県公安委員会規則第13号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、特例施設占有者の指定等に関する事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 指定申請の取扱い

（指定申請書の受理）

第2条 規則第28条に規定する施設占有者の申請書は、特例施設占有者指定申請書（別記様式第1号。以下「指定申請書」という。）により申請者の施設の所在地を管轄する警察署の長（以下「署長」という。）が受理するものとする。

2 署長は、指定申請書を受理する場合は、規則第28条第2項に規定する事項が漏れなく記載され、かつ、規則第28条第3項に規定する添付すべき書類に不備がないことを確認した上で、特例施設占有者指定申請処理簿（別記様式第2号。以下「処理簿」という。）に登載するものとする。

3 前項の添付すべき書類のうち、規則第28条第3項第1号口に規定する書面は誓約書（個人用）（別記様式第3号）、規則第28条第3項第1号八及び同項第2号二に規定する書面は物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要（別記様式第4号）、規則第28条第3項第2号八に規定する役員に係る規則第28条第3項第1号口に掲げる書面は誓約書（法人用）（別記様式第5号）によるものとする。

（署長による審査及び照会）

第3条 署長は、指定申請書を受領した場合は、速やかに特例施設占有者指定審査表（別記様式第6号。以下「審査表」という。）により審査を行うとともに、申請者が令第5条第5号口(1)から(4)までに規定する者に該当しないか、身上照会書（別記様式第7号）により関係機関に照会を行うものとする。

2 署長は、前項の照会を行うときは、身上調査照会等管理簿（別記様式第8号）に登載し、照会状況を管理するものとする。

（指定申請書等の送付）

第4条 署長は、前条の審査が終了し、照会の回答を受領した場合は、速やかに次の各号に掲げる書類を総務部財務局会計課長（以下「会計課長」という。）に送付するものとする。この場合において、署長は、当該送付に係る書類の写しを保存するものとする。

(1) 指定申請書及び添付書類

(2) 審査表

(3) 身上照会書に係る回答書

2 会計課長は、前項の書類の送付を受けたときは、特例施設占有者指定申請台帳（別記様式第9号。以下「台帳」という。）に登載するものとする。

（公安委員会による審査）

第5条 会計課長は、第4条により署長から送付を受けた書類を整理し、公安委員会の審査に付すものとする。

2 会計課長は、公安委員会の審査が終了したときは、台帳に審査結果を記載するものとする。

（指定通知書等の作成及び交付）

第6条 会計課長は、公安委員会の審査結果に基づき、指定通知書（県規則別記様式第1号）又は不指定通知書（県規則別記様式第2号）を作成し、署長を通じて当該審査に係る申請者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該申請者から受領書（別記様式第10

号)を徴し会計課長に送付するとともに、処理簿に指定日又は不指定日を記載するものとする。

2 会計課長は、署長から送付を受けた受領書により、台帳を整理するものとする。

(特例施設占有者指定公示書の掲示)

第7条 会計課長は、公安委員会が特例施設占有者の指定を行った場合は、県規則第2条第3項の規定に基づき、特例施設占有者指定公示書(県規則別記様式第3号)を作成し公安委員会の掲示板に掲示するものとする。

第3章 公示事項等の変更の届出の取扱い

(公示事項等の変更の届出の受理)

第8条 署長は、規則第29条第1項の規定に基づく指定特例施設占有者の公示に係る事項の変更の届出については、指定特例施設占有者変更届出書(別記様式第11号。以下「変更届出書」という。)及び変更事項に係る書類により受理するものとする。

2 第2条第1項の規定及び第3条の身上照会書による関係機関への照会は、前項の変更の届出について準用する。

(特例施設占有者変更届出書等の送付)

第9条 署長は、前条の変更届出書を受理した場合は、変更事項に係る書類を添えて速やかに会計課長に送付するものとする。この場合において、署長は、当該送付に係る書類の写しを保存するものとする。

2 会計課長は、前項の変更届出書及び変更事項に係る書類の送付を受けたときは、台帳に変更事項を記載するものとする。

(特例施設占有者変更事項公示書の掲示)

第10条 会計課長は、送付を受けた変更届出書及び書類を確認し、公安委員会に送付するものとする。

2 会計課長は、県規則第3条の規定に基づき、特例施設占有者変更事項公示書(県規則別記様式第4号)を作成し、公安委員会の掲示板に掲示するものとする。

第4章 指定取消しの取扱い

(指定取消処分上申書の作成及び送付)

第11条 署長は、指定特例施設占有者が令第5条第5号に規定する指定の要件に該当しなくなったと認められる場合は、指定取消処分上申書(別記様式第12号)を作成し関係者の申立書

その他の関係書類を添えて会計課長に送付するものとする。

- 2 会計課長は、送付を受けた指定取消処分上申書及び関係書類を確認し、公安委員会の聴聞の実施に関する審査に付すものとする。

(聴聞の通知)

第12条 会計課長は、公安委員会が聴聞の実施を決定した場合は、県規則第4条第1項の規定に基づき、聴聞通知書(聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)別記様式第6号)を作成し、署長を通じて当該聴聞に係る指定特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該指定特例施設占有者から受領書を徴し、会計課長に送付するものとする。

- 2 会計課長は、聴聞を実施した後に公安委員会の指定特例施設占有者の指定取消しに関する審査に付すものとする。

(指定取消処分通知書の交付等)

第13条 会計課長は、公安委員会が規則第30条第1項の規定に基づき指定特例施設占有者の指定を取り消す処分を行う場合は、台帳にその旨記載するとともに、指定取消通知書(県規則別記様式第5号)を作成し、署長を通じて当該指定特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該指定特例施設占有者から受領書を徴し会計課長に送付するとともに、処理簿に取消通知日を記載するものとする。

(指定取消公示書の掲示)

第14条 会計課長は、前条の処分があったときは県規則第4条第3項の規定に基づき、特例施設占有者指定取消公示書(県規則別記様式第6号)を作成し、公安委員会の掲示板に掲示するものとする。

第5章 報告及び資料提出の要求等

(報告等要求の依頼)

第15条 署長は、施設占有者に対する法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は特例施設占有者に対する同条第2項の規定による報告、資料の提出若しくは保管物件の提示の要求(以下「報告等要求」という。)の必要があると認める場合は、報告等要求依頼書(別記様式第13号)を作成し、会計課長に送付するものとする。

- 2 会計課長は、署長から送付された報告等要求依頼書を確認し、公安委員会の審査に付すものとする。

(報告等要求の実施)

第16条 会計課長は、公安委員会の審査の結果、報告等要求の処分が決定された場合は、報告等要求書（県規則別記様式第7号）を作成し、署長を通じて当該報告等要求に係る施設占有者又は特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該施設占有者又は特例施設占有者から受領書を徴し、会計課長に送付するものとする。

2 署長は、当該報告等要求に係る施設占有者又は特例施設占有者の講じた措置等を調査して、報告等要求の結果の送付について（別記様式第14号）を作成し、会計課長に送付するものとする。

3 会計課長は、署長から送付を受けた報告等要求の結果を確認し、公安委員会に送付するものとする。

第6章 指示

(指示の依頼等)

第17条 署長は、施設占有者又は特例施設占有者に対し、法第26条第1項又は第2項の規定による指示の必要があると認める場合は、指示依頼書（別記様式第15号）を作成し、会計課長に送付するものとする。

2 会計課長は、署長から送付された指示依頼書を確認し、公安委員会の弁明を求める旨の通知に関する審査に付すものとする。

(弁明の通知)

第18条 会計課長は、公安委員会が弁明を求める通知を決定した場合は、弁明通知書（聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則別記様式第16号）を作成し、署長を通じて当該弁明を求める通知に係る施設占有者又は特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該施設占有者又は特例施設占有者から受領書を徴し、会計課長に送付するものとする。

2 署長は、当該施設占有者又は特例施設占有者から弁明書が提出されたときは、会計課長に送付するものとする。

(公安委員会の審査)

第19条 会計課長は、弁明を求める通知に係る施設占有者又は特例施設占有者から提出された弁明書を確認し、公安委員会の審査に付すものとする。

2 会計課長は、公安委員会の審査の結果、指示の処分が決定した場合は、指示書（県規則別

記様式第8号)を作成し、署長を通じて当該指示の処分に係る施設占有者又は特例施設占有者に交付するものとする。この場合において、署長は、当該施設占有者又は特例施設占有者から受領書を徴し、会計課長に送付するものとする。

3 署長は、当該指示の処分に係る施設占有者又は特例施設占有者が講じた措置等を調査して、指示の結果の送付について(別記様式第16号)を作成し、会計課長に送付するものとする。

4 会計課長は、署長から送付を受けた指示の結果を確認し、公安委員会に送付するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則(平成24年7月6日警察本部訓令第23号)

この訓令は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(令和元年12月12日警察本部訓令第15号)

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

特例施設占有者指定申請書

遺失物法施行規則第28条第1項の規定により申請の届出をします。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称

㊞

住所又は所在地	電話 ()
ふりがな	
氏名又は名称	
ふりがな	
法人の場合の代表者の氏名	
施設の所在地及び名称 移動施設の場合は 概要及び移動範囲	
物件の保管場所	
物件の数及び その算出の基礎	

別記様式第3号（第2条関係）

（個人用）

誓 約 書

私は、遺失物法施行令第5条第5号ロ(1)から(3)までに掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

のいずれにも該当しないことを誓約します。

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

印

別記様式第4号（第2条関係）

物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要

施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲

施設 の 概 要	
人的体制の概要	

別記様式第5号（第2条関係）

（法人用）

誓 約 書

当社は、役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は禁錮以上の刑に処せられ、若しくは刑法（明治40年法律第45号）第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることなくなった日から起算して2年を経過しない者に該当する者がいないことから遺失物法施行令第5条第5号ロ(4)に該当しないことを誓約します。

埼玉県公安委員会 殿

年 月 日

所 在 地

施 設 名 称

代表者氏名

Ⓜ

特例施設占有者指定審査表

警察署

審査決裁	A	B	C	D	E	調査者		
						階級	氏名	
受理日	年 月 日			審査結果	<input type="checkbox"/> 適合			
受理番号					<input type="checkbox"/> 不適合	(理由)		
審査終了日	年 月 日							
決裁日	年 月 日							
申請者	住所	〒			氏名	電話		
所在地、施設名称及び代表者名	所在地	〒			電話 ファックス			
	名称				代表者氏名			
個人の住所及び氏名	住所	〒			電話 ファックス			
	氏名							
審査項目							結果	
個人申請	住民票						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	誓約書						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
法人申請	法人の登記事項証明書						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	定款又はこれに代わる書面						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	役員住民票及び誓約書						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
	物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面						<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者の該当の有無				市（区）町村長への照会		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
前歴者の該当				市（区）町村長への照会		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

第 号
年 月 日

市（区）町村長 殿

警察署長印

身 上 照 会 書

本 籍	
住 所	
氏 名 生 年 月 日	

上記の者は、遺失物法施行令の規定に基づく特例施設占有者の指定に際し、身上調査の必要がありますので別紙により回答願いたく照会します。

なお、本籍、住所、氏名又は生年月日に多少の相違があっても、該当すると思われる者について調査回答願います。

また、該当者が転籍している場合は、在籍地の市（区）町村長に転送願います。

調査項目は、遺失物法施行令第5条第5号に基づく身上照会及び身分証明です。

取扱者 課（係）
氏 名
電 話

(別紙)

年 月 日

警察署長 殿

長

身 上 照 会 回 答 書

年 月 日付け 第 号で照会のあった、照会書記載の者に係る身上について、次のとおり回答します。

記

1 身上照会

- 該当者は見当たらない。
- 該当事項は見当たらない。
- 該当事項あり、次のとおり。

訂正本籍						
訂正住所						
氏名・生 年月日	照 会			訂 正		
	年 月 日 生			年 月 日 生		
前 科	言 渡 年月日	確 定 年月日	裁 判 所	罪 名	刑 名・ 刑 期	刑 の 執 行 停 止

2 身分証明

- 破産手続開始決定の通知を受けていない。

取扱者

㊟

身上調査照会等管理簿

番号	照会日 (照会番号)	文書名	取扱者	照会先	回答日	回答受領者
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	
	年 月 日 ()				年 月 日	

(注) 随時警察署長の点検を受けること。

特例施設占有者指定申請台帳

受理簿番号		受 理 日	年 月 日	
署受理番号		指 定 日	年 月 日	
審 査 結 果	指定 ・ 不指定	取 消 日	年 月 日	
指 定 番 号	指定第 号	廃 止 日	年 月 日	
住 所	〒 電 話 ファックス			
氏 名				
施設の所在地、名称及び代表者（移動施設にあつては、その概要及び移動範囲）	所 在 地	〒 電 話 ファックス		
	名 称			
	代 表 者			
変 更 事 項				
受領書を徴した日	指定通知書	年 月 日	報告等要求書	年 月 日
	不指定通知書	年 月 日	弁明通知書	年 月 日
	聴聞通知書	年 月 日	指 示 書	年 月 日
	指定取消通知	年 月 日		

年 月 日

受 領 書

埼玉県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

電話番号

指 定 通 知 書

不 指 定 通 知 書

聴 聞 通 知 書

私は、

指 定 取 消 通 知 書

を

報 告 等 要 求 書

弁 明 通 知 書

指 示 書

年 月 日受領しました。

取扱警察署		取扱者	階 級	
			氏 名	
指定施設名		指 定 番 号	第	号

(注) 受領した書面の名称を○で囲むこと。

指定特例施設占有者変更届出書

遺失物法施行規則第29条第1項の規定により変更の届出をします。

年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称

印

住所又は所在地	電話
ふりがな	
氏名又は名称	
ふりがな	
法人の場合の代表者の氏名	
施設の所在地及び名称 移動施設の場合は、概要及び移動範囲	
変更事項	

※ この欄は記載しないでください。

指定番号

指定年月日

年 月 日

(注) 必ず変更事項について確認できる書類を添付してください。

第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

指定取消処分上申書

次の指定特例施設占有者が、令第5条第5号に規定する指定の要件に該当しなくなったと認められるので、関係書類を添えて上申します。

記

施設 の 名 称	
施設の所在地及び 代表者氏名	〒 電 話
対象が個人である 場合の住所	〒 電 話
対象が個人である 場合の氏名	
取消処分該当事由	
上申に至る経緯	
意 見	

第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

報告等要求依頼書

次の施設占有者 法第25条第1項
特例施設占有者 に対して、 法第25条第2項
に規定する報告等の要求の必要が

認められるので、関係書類を添えて依頼します。

記

施設 の 名 称	
施設の所在地及 び代表者氏名	〒 電 話
対象が個人であ る場合の住所	〒 電 話
対象が個人であ る場合の氏名	
報告等要求事項	報告を求める事項 提出を求める資料 提示を求める保管物件
依頼に至る経緯	
意 見	

第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

報告等要求の結果の送付について

年 月 日付け 第 号報告等要求書に基づく要求の結果については、
次のとおり関係書類を添えて送付します。

記

- 1 報告等要求に係る施設占有者又は特例施設占有者の施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲
- 2 報告を求めた事項に係る措置状況
- 3 提出を求めた資料に係る措置状況
- 4 提示を求めた保管物件に係る措置状況

第 年 月 日 号

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

指 示 依 頼 書

次の施設占有者 法第26条第1項
特例施設占有者 に対して、 法第26条第2項
に規定する指示の必要が認められ
るので、関係書類を添えて依頼します。

記

名 称	
施設の所在地及び代表者氏名	〒 電話
対象が個人である場合の住所	〒 電話
対象が個人である場合の氏名	
指 示 事 項	
指示を必要とする事由	
依頼に至る経緯	
意 見	

第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

指示の結果の送付について

年 月 日付け 第 号指示書に基づく指示の結果については、次のとおり送付します。

記

- 1 指示に係る施設占有者又は特例施設占有者の施設の所在地及び名称又は移動施設の概要及び移動範囲
- 2 指示事項に係る措置状況
- 3 指示に係る施設占有者又は特例施設占有者の提出資料